

放送サービス契約約款 現行	放送サービス契約約款 改正
(放送サービスの種類) 第10条	(デジタルベーシックチャンネルの利用) 第10条 (7) デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料による再生機能及び録画機能付き新4K放送対応デジタルホームターミナル (ACAS対応) により提供されるサービス。(以下「新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録」といいます)
(楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録の利用) 第12条 接続者は、デジタルベーシックチャンネルを利用せずに、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録のみを利用することはできません。 2 会社は、楽録、ブルーレイ搭載楽録及び新4K放送対応楽録の利用者には、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えて録画機能付きデジタルホームターミナルを設置します。 3 前項において、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応楽録契約の解約により楽録、ブルーレイ搭載楽録及び新4K放送対応楽録加入契約が終了する場合は、録画機能付きデジタルホームターミナルを撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えるものとします。この場合の設置や撤去等に要する費用は加入者の負担となります。 4 会社は、新4K放送対応S T B利用者には、楽録又はブルーレイ搭載楽録に追加して新4K放送対応S T Bを設置します。録画機能を持たないデジタルホームターミナルにおいては、新4K放送対応S T Bに替えて設置します。 5 前項において、新4K放送対応S T Bの解約により新4K放送対応S T B加入契約が終了する場合は、新4K放送対応S T Bを撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナル又は楽録又はブルーレイ搭載楽録に替えるものとします。この場合の設置や撤去に要する費用は加入者の負担となります。 6 楽録は、同軸サービス加入者の場合、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。光サービス加入者は、楽録を2台以上利用している場合、2台目以降の楽録に限りサービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。 7 ブルーレイ搭載楽録は、サービスの提供を開始した日から起算して最低2年間利用していただきます。 8 新4K放送対応楽録は、デジタル放送サービス月額基本利用料金に楽録利用料を含まないコースに加入している場合、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。楽録又は新4K放送対応楽録を2台以上利用している場合、2台目以降の新4K放送対応楽録に限りサービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。 9 前3項において、最低利用期間内に解約又は解除があった場合、解約又は解除料として、解約又は解除日の属する日の翌月から前項に定める最低利用期間の未経過分に対する楽録又はブルーレイ搭載楽録及び新4K放送対応楽録利用料の合計額をお支払いいただきます。	(楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応S T B、新4K放送対応楽録及び新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録の利用) 第12条 接続者は、デジタルベーシックチャンネルを利用せずに、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応S T B、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録のみを利用することはできません。 2 会社は、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録の利用者には、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えて録画機能付きデジタルホームターミナルを設置します。 3 前項において、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録契約の解約により楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録加入契約が終了する場合は、録画機能付きデジタルホームターミナルを撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えるものとします。この場合の設置や撤去等に要する費用は加入者の負担となります。 4 楽録又は新4K放送対応楽録は、デジタル放送サービス月額基本利用料金に楽録利用料を含まないコースに加入している場合、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。また、楽録又は新4K放送対応楽録を2台以上利用している場合、2台目以降のサービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。 5 ブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録は、サービスの提供を開始した日から起算して最低2年間利用していただきます。 6 前3項において、最低利用期間内に解約又は解除があった場合、解約又は解除料として、解約又は解除日の属する日の翌月から前項に定める最低利用期間の未経過分に対する楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金の合計額をお支払いいただきます。
(デジタルベイチャンネルの利用) 第15条 3 一部デジタルベイチャンネルのご視聴には、新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録のご利用が別途必要です。	(デジタルベイチャンネルの利用) 第15条 3 一部デジタルベイチャンネルのご視聴には、新4K放送対応S T B、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録のご利用が別途必要です。
(利用料金の計算) 第29条 2 楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。	(利用料金の計算) 第29条 2 楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応S T B、新4K放送対応楽録又は新4K放送対応ブルーレイ搭載楽録利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。
(利用料金等の請求及び支払) 第30条 会社は、加入契約締結時に加入契約料金を請求するものとし、利用料金の内、第10条 (放送サービスの種類) に定める放送サービス (第7号を除く) の利用料金は翌月に請求し、第10条 (放送サービスの種類) 第7号に定めるサービスの利用料金については、別途会社の定める月に請求するものとします。	(利用料金等の請求及び支払) 第30条 会社は、加入契約締結時に加入契約料金を請求するものとし、利用料金の内、第10条 (放送サービスの種類) に定める放送サービス (第8号を除く) の利用料金は翌月に請求し、第10条 (放送サービスの種類) 第8号に定めるサービスの利用料金については、別途会社の定める月に請求するものとします。
付則	付則 10 この約款は、2022年3月14日より施行します。

